

人事委員会年報

平成30年度

名古屋市人事委員会

目 次

1	委員会	1
(1)	委員	1
(2)	委員会の開催状況	1
2	事務局	7
(1)	組織	7
(2)	事務分掌	7
(3)	予算	8
3	人事委員会規則の制定等	9
(1)	規則の一覧	9
(2)	平成30年度の規則等の制定等	10
4	職員に関する条例の制定改廃に関する意見	12
5	任命権者からの申請に基づく承認	13
(1)	職員の勤務時間及び休暇に関する条例関係	13
(2)	職員の給与に関する条例関係	14
(3)	職務に専念する義務の特例に関する条例関係	14
6	職員の給与に関する報告及び勧告	15
7	公平審査	18
(1)	勤務条件に関する措置の要求	18
(2)	不利益処分についての審査請求	19
(3)	訴訟	20
8	職員からの苦情の申出及び相談	21
(1)	制度の趣旨	21
(2)	職員からの苦情の申出及び相談の件数	21

9	職員団体の登録	22
(1)	登録職員団体一覧	22
(2)	登録事項の変更	22
10	労働基準監督機関としての職権行使等	23
(1)	号別区分	23
(2)	性能検査等	24
(3)	解雇予告除外認定	25
(4)	事業場調査	25
11	職員の退職管理について	26
12	任用	27
(1)	試験等の概要	27
(2)	採用競争試験及び採用選考の実施状況	27
(3)	昇任選考等の実施状況	28
(4)	転任試験及び転任承認の実施状況	28
(5)	条件付採用期間の延長及び臨時的任用の更新の実施状況	29
	[任用別表]	30

凡 例

※内容について

特にことわりのないものは、平成 30 年度の内容を示す。

※法令の略称について

地公法：地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

設置条例：名古屋市人事委員会設置条例（昭和 26 年名古屋市条例第 26 号）

会議規則：名古屋市人事委員会会議規則（昭和 26 年人事委員会規則第 2 号）

組織規則：名古屋市人事委員会事務局組織規則（昭和 26 年人事委員会規則第 3 号）

労基法：労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

安衛法：労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

ボイラー則：ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）

クレーン則：クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）

※年月日の記載方法について

[例] 30.12.12＝平成 30 年 12 月 12 日

S41.10.7＝昭和 41 年 10 月 7 日

1 委員会

地公法第7条第1項の規定に基づき、昭和26年6月7日、名古屋市人事委員会設置条例が公布施行された。人事委員会は、任命権者の人事権が適正に行使されるよう審査、勧告などを行う中立的で専門的な人事機関であり、行政的権限(人事行政に関する調査・報告、給与等の勤務条件に関する研究、人事機関及び職員に関する条例の制定・改廃についての意見の申出、人事行政に関する勧告、競争試験・選考の実施)、準司法的権限(職員の勤務条件に関する措置要求の審査・判定・必要な措置をとること、職員に対する不利益処分に対する審査請求の裁決)、準立法的権限(人事委員会規則の制定)を有する(地公法第8条第1項及び第5項)。

(1) 委員

委員会は非常勤である3人の委員をもって組織する。委員の任期は4年であり、その選任方法は人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て任命する(地公法第9条の2第1項、第2項及び第10項、設置条例第2条)。

委員会においては、委員会を代表する委員長を互選しているほか、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、職務を代理するものとして、委員長により委員長職務代理が指定されている(地公法第10条第1項及び第3項)。

職名	氏名	在任期間	備考
委員長	圓生 和之	27. 7. 22～ (1期)	神戸学院大学教授
委員 (委員長職務代理)	細井 土夫	25. 3. 12～25. 7. 7 (1期) 25. 7. 8～29. 7. 7 (2期) 29. 7. 8～ (3期)	弁護士
委員	西部 啓一	26. 6. 12～30. 6. 11 (1期) 30. 6. 12～ (2期)	元上下水道局長

(平成31年4月1日現在)

(2) 委員会の開催状況

委員会は、原則として委員全員の出席によって開催し、議事は委員の過半数で決する(地公法第11条)。原則として毎週1回開催される定例会と臨時に開催される臨時会があり、平成30年度においては、定例会が36回開催された(会議規則)。

回	開催年月日	議事
第1回定例会	30. 4. 6	協議事項 1 平成30年度名古屋市職員「第1類・免許資格職採用試験」の試験案内について 報告事項 1 平成30年度名古屋市職員「第1類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験」の実施について
第2回定例会	30. 4. 27	協議事項 1 「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」の改正に係る意見について 審理事項 1 平成30年4月9日付けで提出された勤務条件に関する措置の要求について

回	開催年月日	議 事
		報告事項 1 平成 30 年職種別民間給与実態調査について 2 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議における大都市労連連絡協議会からの申し入れについて 3 平成 29 年度職員からの苦情の申出及び相談の処理結果について
第 3 回定例会	30. 5. 15	協議事項 1 平成 30 年度係長昇任選考・係長転任試験実施要綱について 2 職員の任用に関する規則の実施細目の一部改正について 審理事項 1 平成 30 年 4 月 11 日付けで提出された勤務条件に関する措置の要求について
第 4 回定例会	30. 5. 24	協議事項 1 臨時休暇の承認について 2 平成 30 年度係長昇任選考・係長転任試験実施要綱について 3 職員の任用に関する規則の実施細目の一部改正について 4 昇任選考合否決定について 5 任期付職員の採用の承認について（教育委員会事務局スクールカウンセラー等） 報告事項 1 平成 30 年度名古屋市職員「第 1 類・免許資格職採用試験」申込状況について
第 5 回定例会	30. 5. 29	協議事項 1 平成 30 年度名古屋市職員「第 2 類・免許資格職採用試験」の試験案内について 2 平成 30 年度名古屋市職員「職務経験者採用試験」の試験案内について 報告事項 1 平成 30 年度名古屋市職員「第 2 類・免許資格職係員転任試験」の実施について
第 6 回定例会	30. 6. 14	委員長選挙等について 審理事項 1 平成 30 年人委（措）第 1 号事案に係る審理について 報告事項 1 名古屋市教育委員会事務局職員採用選考案内（任期付職員）について
第 7 回定例会	30. 6. 21	審理事項 1 平成 30 年 5 月 29 日付けで提出された不利益処分についての審査請求について 報告事項 1 名古屋市職員労働組合連合会からの申し入れについて 2 平成 30 年度消防職係長昇任選考・係長転任試験申込状況について
第 8 回定例会	30. 7. 2	審理事項 1 平成 30 年 6 月 3 日付けで提出された勤務条件に関する措置の要求について 協議事項 1 平成 30 年度名古屋市職員「第 1 類・免許資格職採用試験」「第 1 類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験」第 1 次試験合格者決定について 2 平成 30 年度身体障害者を対象とした行政職（事務）及び学校事務職の採用選考の承認及び「身体障害者を対象とした採用選考」試験案内について
第 9 回定例会	30. 7. 11	報告事項 1 名古屋市任期付職員（医師）募集案内について

回	開催年月日	議 事
第 10 回定例会	30. 7. 23	協議事項 1 昇任選考合否決定について 2 平成 30 年度名古屋市職員「第 1 類・免許資格職採用試験」「第 1 類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験」口述試験(個別面接②)対象者決定について 審理事項 1 平成 30 年人委(措)第 1 号事案に係る審理について 報告事項 1 平成 30 年度消防職係長昇任選考・係長転任試験の受験状況について
第 11 回定例会	30. 7. 30	審理事項 1 平成 30 年人委(審)第 1 号事案 処分庁からの提出書面について 報告事項 1 日本労働組合総連合会愛知県連合会からの申し入れについて
第 12 回定例会	30. 8. 9	協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について 2 平成 30 年度消防職係長昇任選考 第 1 次試験合格者決定について 報告事項 1 平成 30 年職種別民間給与実態調査の実施状況について
第 13 回定例会	30. 8. 20	審理事項 1 平成 30 年人委(措)第 2 号事案に係る審理について 協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について 2 平成 30 年度名古屋市職員「第 1 類・免許資格職採用試験」「第 1 類・免許資格職係員転任試験及び能力認定試験」合格者決定について 報告事項 1 人事院勧告について
第 14 回定例会	30. 8. 22	協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について
第 15 回定例会	30. 8. 27	協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について 報告事項 1 平成 30 年度名古屋市職員「第 2 類・免許資格職採用試験」、「職務経験者採用試験」及び「身体障害者を対象とした採用選考」申込状況について
第 16 回定例会	30. 8. 30	協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について 2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
第 17 回定例会	30. 9. 3	協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について 2 平成 30 年度消防職係長昇任選考 第 2 次試験合格者決定について 報告事項 1 各種団体からの申し入れについて
第 18 回定例会	30. 9. 6	協議事項 1 昇任選考合否決定について
第 19 回定例会	30. 9. 11	協議事項 1 職員の給与に関する報告及び勧告について
第 20 回定例会	30. 9. 19	協議事項 1 解雇予告除外認定について 2 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について 3 職員の任用に関する規則の実施細目の一部改正について

回	開催年月日	議 事
		4 条件付採用期間の延長の承認について（職員の任用に関する規則第38条第1項第2号による延長） 5 一般職の任期付職員の採用の承認について（教育委員会事務局子ども応援委員会制度担当部子ども応援室 首席指導主事） 報告事項 1 名古屋市教育委員会事務局職員採用選考案内（任期付職員）について
第21回定例会	30. 9. 28	協議事項 1 平成30年度名古屋市職員「第2類・免許資格職採用試験」「第2類・免許資格職係員転任試験」第2次試験対象者決定について 2 平成30年度名古屋市職員「職務経験者採用試験」第2次試験対象者決定について 3 平成30年度「身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考」第2次試験対象者決定について 報告事項 1 平成30年度係長昇任選考・係長転任試験申込状況について
第22回定例会	30.10. 2	協議事項 1 平成30年度名古屋市職員「免許資格職採用試験案内」について 審理事項 1 平成30年人委（審）第1号事案 審査請求人からの提出書面について 2 平成30年9月10日付けで提出された勤務条件に関する措置の要求について 報告事項 1 平成30年度名古屋市職員「免許資格職係員転任試験」の実施について
第23回定例会	30.10.24	協議事項 1 病院局における行政職主事（言語聴覚士）の採用について 審理事項 1 平成30年人委（措）第2号事案に係る審理について 報告事項 1 他の地方公共団体の人事委員会の報告及び勧告について 2 平成30年度事業場調査の実施について
第24回定例会	30.10.31	協議事項 1 職務に専念する義務の免除の承認について 2 平成30年度名古屋市職員「職務経験者採用試験」第2次試験合格者決定について 3 平成30年度「身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考」合格者決定について 報告事項 1 平成31年職種別民間給与実態調査の調査対象事業所名簿作成について
第25回定例会	30.11.14	協議事項 1 職員の給与に関する条例の一部改正に対する人事委員会の意見について 2 平成30年度名古屋市職員「第2類・免許資格職採用試験」「第2類・免許資格職係員転任試験」合格者決定について 3 平成30年度名古屋市職員「職務経験者採用試験（保育I）」合格者決定について 4 一般職の任期付職員の採用の承認について（保健センター所長） 報告事項 1 名古屋市任期付職員（病院局主査）募集案内について
第26回定例会	30.11.21	協議事項 1 採用選考（医事職・課長級）の合否決定について

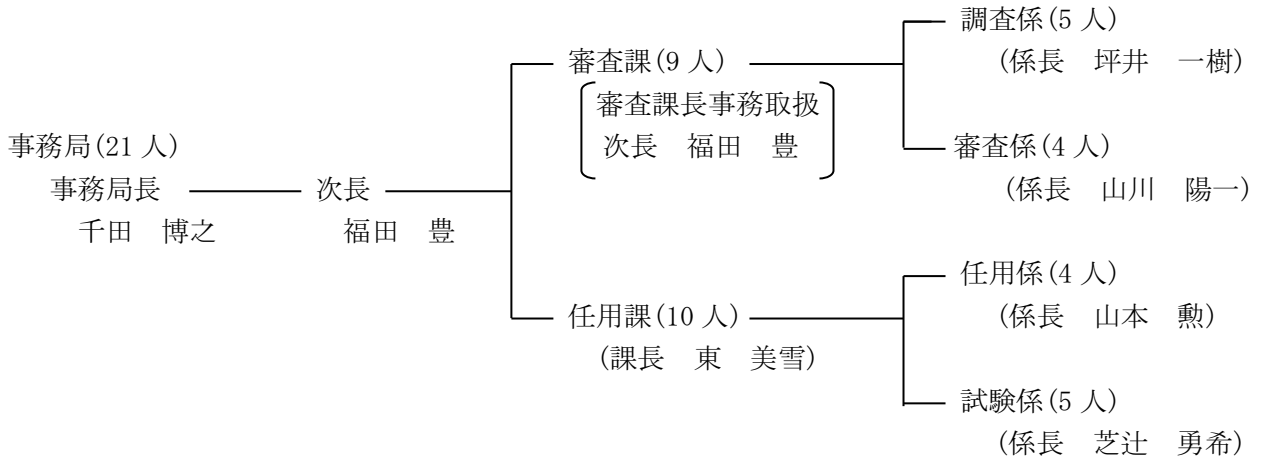
回	開催年月日	議 事
		審査事項 1 平成 30 年人委（審）第 1 号事案 処分庁からの提出書面について 2 平成 30 年人委（措）第 3 号事案に係る審理について 報告事項 1 大都市人事委員会連絡協議会課長会議における大都市労連連絡協議会からの申し入れについて
第 27 回定例会	30. 12. 7	協議事項 1 平成 30 年度係長昇任選考・係長転任試験 第 1 次試験合格者決定について 2 平成 30 年度名古屋市職員「職務経験者採用試験（保育 I 以外）」合格者決定について 3 平成 30 年度名古屋市職員「第 1 類採用試験案内【追加募集：技術（土木・建築・機械）】」について 4 保育職における保育士の職の採用について 5 平成 30 年度名古屋市職員「免許資格職採用試験」「免許資格職係員転任試験」第 1 次試験合格者決定について 6 一般職の任期付職員の採用の承認について（教育委員会事務局子ども応援委員会制度担当部子ども応援室 指導主事） 7 一般職の任期付職員の更新の承認について（教育委員会事務局子ども応援委員会制度担当部子ども応援室 指導主事） 報告事項 1 名古屋市教育委員会事務局職員採用選考案内（任期付職員）について
第 28 回定例会	30. 12. 19	協議事項 1 一般職の任期付職員の採用の承認について（教育委員会事務局子ども応援委員会制度担当部子ども応援室 首席指導主事） 2 平成 30 年度免許資格職採用試験の合格者決定について 審理事項 1 平成 30 年人委（措）第 2 号事案に係る審理について
第 29 回定例会	31. 1. 16	協議事項 1 一般職の任期付職員の採用の承認について（病院局主査） 審理事項 1 平成 30 年人委（審）第 1 号事案について
第 30 回定例会	31. 1. 23	協議事項 1 一般職の任期付職員の採用の承認について（教育委員会事務局子ども応援委員会制度担当部子ども応援室 企画首席指導主事） 審理事項 1 平成 30 年 12 月 26 日付けで提出された勤務条件に関する措置の要求について
第 31 回定例会	31. 2. 6	協議事項 1 平成 30 年度係長昇任選考・係長転任試験 第 2 次試験合格者決定について 2 平成 30 年度名古屋市職員「第 1 類採用試験（追加募集：土木・建築・機械）」第 1 次試験合格者決定について 3 一般職の任期付職員の採用の承認について（教育委員会事務局子ども応援委員会制度担当部子ども応援室 指導主事） 4 一般職の任期付職員の更新の承認について（教育委員会事務局子ども応援委員会制度担当部子ども応援室 指導主事） 5 一般職の任期付職員の更新の承認について（病院局経営戦略主幹）
第 32 回定例会	31. 2. 12	協議事項 1 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に対する人事委員会の意見について

回	開催年月日	議 事
第 33 回定例会	31. 2. 20	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 解雇予告除外認定について 2 平成 30 年度名古屋市職員「第 1 類採用試験（追加募集：土木・建築・機械）」最終合格者決定について 3 身体障害者を対象とした司書職の採用選考について <p>審理事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成 30 年人委（審）第 1 号事案について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成 30 年度事業場調査の結果について
第 34 回定例会	31. 3. 18	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般職の任期付職員の更新の承認について（児童福祉センター中央児童相談所主幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理担当）、西部児童相談所主幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理担当）、観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室長、同局観光交流部主幹（国際展示場整備構想等担当）及び保健福祉センター所長） 2 採用選考（医事職・部長級、課長級）の合否決定について 3 採用選考（行政職・係長級）の合否決定について 4 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部改正について 5 出勤簿処理規則の一部改正について 6 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部改正について <p>審理事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成 30 年人委（措）第 3 号及び平成 31 年人委（措）第 1 号併合事案について
第 35 回定例会	31. 3. 20	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の任用に関する規則の一部改正について 2 職員の任用に関する規則の実施細目の一部改正について 3 昇任選考合否決定について 4 転任承認等について 5 平成 31 年度名古屋市消防職係長昇任選考・係長転任試験実施要綱について 6 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 7 管理職手当の支給に関する承認について 8 正規の勤務時間の割振り変更等について 9 人事委員会における懲戒処分取扱方針の一部改正について
第 36 回定例会	31. 3. 29	<p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部改正について 2 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正について <p>審理事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成 31 年 3 月 11 日付けで提出された勤務条件に関する措置の要求について 2 平成 31 年 3 月 13 日付けで提出された勤務条件に関する措置の要求について

2 事務局

委員会には事務局が置かれる(地公法第 12 条第 1 項)。本市事務局における組織及び事務分掌は、次のとおりである(組織規則)。

(1) 組織



(平成 31 年 4 月 1 日現在)

(2) 事務分掌

審査課

調査係

- 1 人事委員会の委員及び会議に関すること。
- 2 事務局の人事及び予算決算に関すること。
- 3 文書の收受及び発送並びに公印の管守に関すること。
- 4 給与に関する報告及び勧告に関すること。
- 5 給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 6 厚生福利制度に関すること。
- 7 給与支払の監理に関すること。
- 8 職員団体の登録等に関すること。
- 9 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。
- 10 他課係の主管に属しないこと。

審査係

- 1 勤務条件に関する措置の要求に関すること。
- 2 不利益処分についての審査請求に関すること。
- 3 職員からの苦情の申出及び相談に関すること。
- 4 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- 5 退職管理に関すること。

任用課

任用係

- 1 任用制度及び人事記録に関すること。
- 2 昇任選考に関すること。
- 3 係長以上の段階の転任試験等に関すること。
- 4 人事評価に関すること。
- 5 研修に関すること。
- 6 他係の主管に属しないこと。

試験係

- 1 採用試験及び採用選考に関すること。
- 2 転任試験等(他係の主管に属するものを除く。)に関すること。
- 3 採用候補者名簿に関すること。
- 4 条件付採用期間の延長に関すること。
- 5 臨時的任用に関すること。

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

(3) 予 算

平成 31 年度 予 算

科 目		予算額(千円)
	(節)	
(款)総務費	報 酬	8,660
	給 料	76,096
(項)総務管理費	職員手当等	70,937
	共 済 費	27,371
(目)人事委員会費	報 償 費	112
	旅 費	1,585
	交 際 費	11
	需 用 費	4,250
	役 務 費	1,312
	委 託 料	2,527
	使用料及び賃借料	5,459
	備品購入費	176
	負担金補助及び交付金	1,937
合 計		200,433

3 人事委員会規則の制定等

人事委員会は独立した行政機関として、法律又は条例に基づき、その権限に属する事務に関し人事委員会規則を制定する権限を有する(地公法第8条第5項)。現在制定されている規則の一覧並びに平成30年度の規則、達及び通知の制定等は次のとおりである。

(1) 規則の一覧

委 員 会	<p>名古屋市人事委員会公告式規則(昭和26年人事委員会規則第1号)</p> <p>名古屋市人事委員会会議規則(昭和26年人事委員会規則第2号)</p> <p>名古屋市人事委員会事務局組織規則(昭和26年人事委員会規則第3号)</p> <p>名古屋市人事委員会の権限に属する訴訟事務の委任に関する規則(平成18年人事委員会規則第4号)</p> <p>名古屋市人事委員会公印規則(昭和26年人事委員会規則第4号)</p> <p>名古屋市人事委員会聴聞規則(平成6年人事委員会規則第5号)</p> <p>名古屋市人事委員会事務局職員の職名及び補職名規則(昭和34年人事委員会規則第2号)</p>
任 用	<p>職員の任用に関する規則(昭和33年人事委員会規則第1号)</p> <p>編入市町村職員の採用に関する規則(昭和38年人事委員会規則第4号)</p> <p>試験企画委員等に関する規則(昭和28年人事委員会規則第7号)</p> <p>一般職の任期付職員の採用等の承認に関する規則(平成15年人事委員会規則第5号)</p>
勤務時間、休暇 その他の勤務条件	<p>職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則(昭和26年人事委員会規則第11号)</p> <p>出勤簿処理規則(昭和26年人事委員会規則第15号)</p>
分限及び懲戒	<p>職員分限条例施行規則(昭和33年人事委員会規則第9号)</p> <p>外国の地方公共団体の機関等への職員の派遣に係る協議及び報告に関する規則(昭和63年人事委員会規則第1号)</p> <p>公益的法人等への職員の派遣等に係る報告等に関する規則(平成14年人事委員会規則第1号)</p> <p>定年による退職の特例に関する規則(昭和60年人事委員会規則第1号)</p> <p>職員懲戒条例施行規則(昭和26年人事委員会規則第9号)</p>
服 務	<p>職務に専念する義務の免除基準に関する規則(昭和26年人事委員会規則第13号)</p> <p>営利企業への従事等の制限に関する規則(昭和26年人事委員会規則第14号)</p>
退 職 管 理	<p>職員の退職管理に関する規則(平成28年人事委員会規則第1号)</p>
措置要求、 審査請求等	<p>退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則(平成22年人事委員会規則第2号)</p> <p>公務災害補償の審査の請求に関する規則(平成14年人事委員会規則第5号)</p> <p>勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成25年人事委員会規則第3号)</p> <p>不利益処分についての審査請求に関する規則(平成24年人事委員会規則第6号)</p> <p>不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める細則(平成24年人事委員会規則第7号)</p> <p>公開口頭審理の傍聴に関する規則(昭和42年人事委員会規則第3号)</p> <p>職員からの苦情の申出及び相談に関する規則(平成17年人事委員会規則第3号)</p>

職 員 団 体	管理職員等の範囲を定める規則(昭和 41 年人事委員会規則第 6 号) 職員団体の登録等に関する規則(昭和 41 年人事委員会規則第 10 号) 職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例に関する規則(平成 9 年人事委員会規則第 4 号) 名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則(昭和 41 年人事委員会規則第 7 号)
---------	---

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

(2) 平成 30 年度の規則等の制定等

ア 規則

(ア) 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	内 容
30. 9. 26	9 号	段階別職位表についての規定の整備

(イ) 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	内 容
31. 3. 26	4 号	市長事務部局等における組織改正等並びに職員採用試験及び係員転任試験に係る学歴区分についての所要の改正

(ウ) 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	内 容
31. 3. 19	1 号	超過勤務の上限時間の設定等に伴う所要の改正

(エ) 出勤簿処理規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	内 容
31. 3. 19	2 号	妊娠障害休暇の見直しに伴う所要の改正

(オ) 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	内 容
31. 3. 19	3 号	短期介護職免等における要介護者の範囲の見直しに伴う所要の改正

(カ) 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	内 容
30. 8. 31	8 号	組織改正に伴う所要の改正
31. 3. 26	5 号	組織改正に伴う所要の改正

イ 達

(ア) 事務局職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部を改正する規程

発布年月日	達番号	内 容
31. 3. 28	1 号	休憩時間が 45 分の職員の勤務時間の割振り及び休憩時限の選択制導入に伴う所要の改正

ウ 通知

(ア) 職員の任用に関する規則の実施細目の一部改正について

通知年月日	通知番号	内 容
30. 6. 4	30 人委任 第 17 号	係長昇任選考に係る第 2 次試験受験延期制度についての所要の改正
30. 10. 1	30 人委任 第 45 号	職員の任用に関する規則の改正に伴う所要の改正
31. 3. 26	30 人委任 第 100 号	身体障害者を対象とした採用選考に係る規定の整備並びに係員転任試験及び係長転任試験に係る学歴区分についての所要の改正

4 職員に関する条例の制定改廃に関する意見

人事委員会を置く地方公共団体は、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について条例を制定・改廃しようとするときは、議会において人事委員会の意見を聞かなければならない(地公法第5条第2項)。また、これに対し人事委員会は、当該条例の制定改廃の適否について議会及び市長に意見を申し出ることができる(地公法第8条第1項第3号)。

平成30年度において、議会から意見を求められた条例案は次のとおりである。

意見申出年月日	議案名	議案の概要	意見の内容
30.11.21 (11月定例会)	職員の給与に関する条例の一部改正	特別給0.05月分引上げ (支給月数4.45月へ) 期末・勤勉手当の支給割合を改定 初任給の給料月額を引上げ	妥当
31.2.19 (2月定例会)	名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	会計年度任用職員の新設等に伴う規定の整備等	妥当

5 任命権者からの申請に基づく承認

給与その他の勤務条件等に関する条例及び人事委員会規則においては、適用する際、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得なければならない事項が定められている。

平成30年度、任命権者の申請に基づき、委員会が承認した事項は次のとおりである。

(1) 職員の勤務時間及び休暇に関する条例関係

ア 臨時休暇の承認

(根拠規定 地公法第42条、職員の勤務時間及び休暇に関する条例(昭和26年名古屋市条例第48号)第16条)

承認年月日	対 象	内 容
30. 5. 25	①平成30年6月1日現に在職する職員 (フルタイム勤務再任用含む) ②平成30年6月2日から平成30年6月15日までに採用される職員 ③平成30年6月16日から平成30年6月30日までに採用される職員 ④平成30年7月1日から平成30年7月31日までに採用される職員 ⑤平成30年8月1日から平成30年8月31日までに採用される職員 ⑥平成30年9月1日から平成30年9月15日までに採用される職員 ⑦平成30年6月1日現に在職する再任用職員(短時間勤務)	酷暑期における職員の保健及び元気回復を図るため、平成30年6月1日から平成30年11月30日までの期間に、①②の職員には5日、③⑦の職員には4日、④の職員には3日、⑤の職員には2日、⑥の職員には1日臨時休暇を与える。(半日ごと又は1時間ごとに区分して利用することもできる。)

イ 勤務時間の特例等の承認

(根拠規定 職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条)

承認年月日	対 象	内 容
31. 3. 20	観光文化交流局名古屋城総合事務所に勤務する職員のうち、管理活用課及び保存整備室に勤務する係長、主査、主事、技師、業務技師及び業務士	名古屋城調査研究センターの設立に伴う、名古屋城総合事務所内の業務配分見直しによるもの。
	子ども青少年局児童福祉センターに勤務する職員のうち、くすのき学園において園児の生活指導の業務に従事する者及びくすのき学園においてその他の業務に従事する者	朝食時における準備や学校への付き添いの際に、児童の把握を行う職員を配置できるようにするもの。
	子ども青少年局ひばり荘に勤務する職員のうち、児童指導員、看護師、准看護師、保育士及び保育員	ひばり荘から複数に分けて出発・到着する地域の幼稚園への通園バスに合わせ、児童把握を行う職員の配置が必要となるもの。また、幼稚園休園日となる土日祝日および長期休み期間の昼食時間帯(午後0時頃)の児童把握を行う職員の配置が必要となるもの。

市長部局等の原則勤務職場に勤務する職員	育児や介護等を行う職員の働き方について、より柔軟に対応するため、休憩時間が45分の職員の勤務時間の割振り及び休憩時限の選択制を導入するもの。
なごや環境大学及び環境学習センターに勤務する主幹、主査、主事及び技師	育児や介護等を行う職員の働き方について、より柔軟に対応するため、休憩時間が45分の職員の勤務時間の割振り及び休憩時限の選択制を導入するもの。
環境局環境事業所事務係に勤務する係長、主事及び業務士	育児や介護等を行う職員の働き方について、より柔軟に対応するため、休憩時間が45分の職員の勤務時間の割振り及び休憩時限の選択制を導入するもの。
健康福祉局厚生院に勤務する職員のうち、管理栄養士及び栄養士	平成 30 年度の免許資格職管理栄養区分の受験資格見直しにより、管理栄養士免許が取得見込みでも受験可能となったことに伴い規定の整備をするもの。
人事委員会事務局に勤務する職員	育児や介護等を行う職員の働き方について、より柔軟に対応するため、休憩時間が 45 分の職員の勤務時間の割振り及び休憩時限の選択制を導入するもの。
教育委員会事務局、子ども適応相談センター、教育センターに勤務する職員	育児や介護等を行う職員の働き方について、より柔軟に対応するため、休憩時間が 45 分の職員の勤務時間の割振り及び休憩時限の選択制を導入するもの。
子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する一般職の任期付職員	宿泊を伴う業務に従事する場合の勤務時間の割振りについて、学校勤務の教員と同様の取扱いとするため、規定の整備をするもの。
消防局の原則勤務職場に勤務する職員	育児や介護等を行う職員の働き方について、より柔軟に対応するため、休憩時間が 45 分の職員の勤務時間の割振り及び休憩時限の選択制を導入するもの。

(2) 職員の給与に関する条例関係

管理職手当の支給に関する承認

(根拠規定 地公法第 24 条第 5 項、職員の給与に関する条例第 8 条の 2 第 1 項)

承認年月日	対 象	内 容
31. 3. 20	名古屋城調査研究センター副所長	7 種

(3) 職務に専念する義務の特例に関する条例関係

(根拠規定 地公法第 35 条、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和 26 年名古屋市条例第 8 号)第 2 条第 3 号、職務に専念する義務の免除基準に関する規則第 2 条第 21 号)

事 由	件 数
非常勤講師の職に従事	17
国民体育大会等に選手等として参加	5
大学通信面接授業に参加	1
その他	1

6 職員の給与に関する報告及び勧告

人事委員会は、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び市長に同時に報告するものとされる。また、給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、その報告にあわせて適当な勧告をすることができる(地公法第26条)。

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない(地公法第24条第2項)。本委員会は、平成30年4月現在における名古屋市職員の給与実態調査及び企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所のうち274事業所を対象とした職種別民間給与実態調査を実施するとともに、物価及び生計費等職員の給与決定に関わる諸条件について調査研究を行った。

そして、平成30年9月12日、地公法の規定に基づき、調査研究の結果を市会議長及び市長に報告するとともに、公民給与の較差を解消するため、期末・勤勉手当の引上げ等について勧告した。その概要は次のとおりである。

○ 勧告のポイント

1 月例給

(1) 給与較差 71円 (0.02%)

(2) 給与改定 給与格差が極めて小さいことから、改定を見送る

2 ボーナス

年間支給割合を0.05月分引上げ、勤勉手当に配分

1 民間給与実態調査

市内の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の1,699事業所から274事業所を無作為に抽出し、公務に類似する76職種に該当する実人員12,368人の4月分の給与について調査(うち中小企業の割合は37.2%)

2 給与較差

本市職員と民間の事務・技術関係の職務に従事する者について、役職段階、学歴、年齢等の条件が同等と認められる者の相互の本年4月分の給与を比較

民間の給与	職員の給与	較差
383,052円	382,981円	71円 (0.02%)

(平均年齢 40.9歳 平均勤続年 17.2年)

3 給与改定

(1) 月例給

- 上記のとおり民間給与との較差が極めて小さいことから、改定を見送る

- ・ 職員の初任給が民間の初任給を下回っていることを踏まえ、大学卒の初任給水準を平成 31 年 4 月実施に向け引上げを検討することが必要
 [参考 平成 30 年 4 月時点の初任給月額]
 本市の行政職の初任給（地域手当を含む。） 大学卒 205,160 円
 民間の初任給 大学卒 210,993 円

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

- ・ 民間の支給割合 4.46 月分（職員の支給月数 4.40 月分）
- ・ 市内民間事業所における支給状況を考慮して、年間支給割合を 0.05 月分引上げ（4.40 月分→4.45 月分）、勤務実績に応じた給与を推進するため勤勉手当に配分
- ・ 勤勉手当の支給額の算出に際し成績率を用いる制度を、現行の課長級以上の管理職員に加え、係長級以下の職員についても導入を検討することが必要
- ・ 平成 31 年度以降において、6 月期及び 12 月期の期末手当が均等になるように配分

（一般職員の場合の支給月数）※勧告どおり改定が行われた場合

	6 月期	12 月期
30年度 期末手当	1.225月	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.90 月	0.95 月（現行0.90 月）
31年度 期末手当	1.30 月	1.30 月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

(3) 実施時期

条例の公布日から実施

4 公務運営における課題

(1) 働きやすい職場環境の整備について

ア 長時間労働の是正

- ・ 人事院は、国家公務員について超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めること等を報告。本市においても、職員に対する超過勤務命令を行うことができる上限を設定するとともに、この上限が守られるよう実効性のある方策について検討することが必要
- ・ 業務の簡素化・効率化を通じて、公務能率の向上を図ることにより、超過勤務の縮減に取り組むことが必要だが、恒常的な長時間労働が改善されないのであれば、業務量に応じた定員の見直しについても検討することが必要
- ・ 教員についても、長時間労働の是正に向け今後さらなる取組みが必要

イ 柔軟な働き方が可能となる職場環境の整備

- ・ 仕事と家庭生活の両立に向け、所属長が全職員に対し、育児・介護等の支援制度の趣旨等について理解を得るよう努め、リーダーシップを発揮して業務及び事務分担の見直しを行い、互いに支え合える職場環境づくりを進めることが必要
- ・ 任命権者は、各所属の取組みがワークライフバランスを推進する上で効果的なものとなるよう、多様な勤務体制の整備や人員配置の見直しを進めることが必要

(2) メンタルヘルス対策について

- ・ 職員一人ひとりが「セルフケア」に努め、役職者が「ラインケア」に取り組むとともに、超過勤務が多い職員に対する産業医等による面談の結果を踏まえ、より一層の適切な対応を行うことが重要
- ・ 「名古屋市職員心の健康づくり基本計画」等の次期策定においては、本市の現状や、国や他の自治体におけるメンタルヘルス対策の動向などを踏まえ、より実効性のあるものとする必要がある

(3) 人材の確保について

- ・ 本市の職員一人ひとりが、「次代を担う職員となるべき人材を確保していく」という認識のもと、自らの業務を遂行していく中で、学生に名古屋市の仕事内容や魅力、やりがいを伝えるなど、全市あげて人材確保に向けた取組みを展開していくことが必要
- ・ 人材確保の観点からも、ワークライフバランスの実現に向けて、長時間労働の是正をはじめとした働きやすい職場環境の整備を早急に進めていくことが必要

(4) 係長昇任選考のあり方について

ア 職員の昇任意欲の向上

- ・ 採用後の早期の段階から、本市職員としてのキャリアプランの形成と昇任意欲の向上につながるような取組みを、全庁的に展開していくことが必要
- ・ 役職者と非役職者のそれぞれの職務と責任に相応しい給与等の処遇を図ることが極めて重要であるため、給与制度を改正するにあたっては、例えば非役職者について給料表の号給数の削減等を検討することが必要

イ 複線化の実施

- ・ 多様な人材の活用、職員の「やりがい」を高めるという観点から、日頃の職務において能力を発揮した職員などに報いる人事制度を確立していくため、これまでの試験による係長昇任選考のほかに、試験によらず人事評価に基づく昇任制度の導入に向けて、早急に検討を進めることが必要

(5) 定年制度の見直しについて

- ・ 人事院は、国家公務員の定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正について意見の申出を行った。本市においても定年の段階的引上げに向けた制度見直しが必要
- ・ 定年制度の見直しを進めるに当たり、民間給与水準に準拠した適切な給与水準の設定に加え、60 歳を超える職員とともに 55 歳以降の職員についても、標準の勤務成績での昇給を停止する制度の導入を検討することが必要
- ・ 定年引上げによる新規採用者数への影響等を踏まえ、真に必要な規模の新規採用を計画的に継続していくことができるような措置を講ずることが必要

(6) 臨時・非常勤職員の任用等の適正の確保について

- ・ 会計年度任用職員制度の導入等に当たっては、現在の臨時・非常勤職員の勤務実態に応じた勤務条件を定める必要があること等に留意し、改正地方公務員法等の趣旨を踏まえた対応を図ることが必要

(7) 公務員倫理について

- ・ 依然として職員による不祥事が後を絶たないことから、管理監督職員は、職場における公務員倫理を確立する上で極めて重要な役割を担っていることを踏まえ、自らの職責を自覚し、公務員倫理の確保を徹底することが必要
- ・ 職員一人ひとりが全体の奉仕者であることを改めて認識するとともに、高い倫理観と使命感を保持し、法令遵守の意識をこれまで以上に強く持って行動するよう公務員倫理の保持に取り組んでいくことが必要

5 勧告日

9月12日(水)

7 公平審査

(1) 勤務条件に関する措置の要求

ア 措置要求の概要

職員から、地公法第 46 条の規定に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるよう要求があった場合、人事委員会は、事案について審査を行い、これを判定し、その結果に基づいて、人事委員会の権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については、その権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告を行う。

イ 措置要求の件数（平成 26 年度から同 30 年度まで）

年 度		26			27			28			29			30			
区 分		新規	係属	計	新規	新規	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	
事 案 数		2	3	5	2	0	2	1	0	1	1	0	1	8	0	8	
審 査 結 果	却 下	0	0	0	2	0	2	1	0	1	0	0	0	2	0	2	
	判 定	受理後の却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		棄却	2	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
		認容	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
取 下 げ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度へ係属		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	

ウ 措置要求の処理状況

	事案番号	要求者	要求事項	受付日	審 査 結 果			取 下 げ	係 属 状 況
					却 下	判 定			
						受理後の却下	棄 却		
平成 30 年度 新規	—	市長部局事務職員	職務命令の無効確認	30.4.12	30.5.15				
	平成 30 年人委 (措) 第 1 号	市立中学校教員	朝の職員打合せ開始時刻の変更等	30.4.9			30.7.23		
	平成 30 年人委 (措) 第 2 号	市長部局事務職員	恒常的な超過勤務命令を行わないこと等	30.6.4			30.12.19		
	平成 30 年人委 (措) 第 3 号	市立中学校教員	男女別の休養室の設置等	30.9.10			31.3.18		
	平成 31 年人委 (措) 第 1 号	市立中学校教員	休養室を使用可能な状態へ設備を整えること等	30.12.26					

平成 31 年 人委 (措) 第 2 号	市立中学校 教員	午後 10 時以降 に命じた勤務 に対して深夜 手当を支給す ること等	31.3.11														○
—	市立中学校 教員	男女混合名簿 を導入し差別 的な人権教育 を改めること 等	31.3.13	31.3.29													
—	市立中学校 教員	安全配慮義務 にのっとった 学校運営を行 うこと等	31.3.27														○

(2) 不利益処分についての審査請求

ア 審査請求の概要

職員から、地公法第 49 条の 2 の規定に基づき、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会は、その事案について口頭審理等の方法により審査を行い、審査の結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要があるときは、任命権者に対して職員が当該処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行う。

イ 審査請求の件数 (平成 26 年度から同 30 年度まで)

年 度		26			27			28			29			30			
区 分		新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	
事 案 数		0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
審 査	口頭審理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	書面審理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
審 査 結 果	却 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	裁 決	受理後 の却下	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		承認	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		修正 ・取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取 下 げ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度へ係属		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

ウ 審査請求の処理状況

	事案番号	審査請求人	処分内容	受付日	口頭審理・ 書面審理	審査結果					取下げ	係属状況
						却下	裁 決					
							受理後の 却下	処分承認	処分修正	処分取消		
平成30年度新規	平成30年人委(審)第1号	市立中学校 教員	転任	30.5.29	0		31.2.20					

(3) 訴訟

ア 概要

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分についての審査請求（以下「措置要求等」という。）の判定・裁決等（以下「判定等」という。）については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項又は第3項の規定に基づき、判定等の取消しの訴えを提起することが可能である。

人事委員会の権限に属する訴訟事務について、迅速かつ難易度等に応じた柔軟な対応を行うために、名古屋市人事委員会の権限に属する訴訟事務の委任に関する規則により、事務局長にその事務を委任している。

イ 措置要求等の判定等に係る取消請求事件の件数（平成26年度から同30年度まで）

年 度		26			27			28			29			30		
区 分		新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計	新規	係属	計
事 件 数		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
進 行 状 況	口頭弁論	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	判 決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取下げ	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ係属		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

8 職員からの苦情の申出及び相談

(1) 制度の趣旨

職員の勤務条件その他の人事管理に係る苦情のうち、措置要求や審査請求に必ずしも至らないような事案に柔軟に対応することで、職員の不平・不満等を解消し、その結果として、職員の意欲を高め、公務能率の維持向上に資することを目的とした制度である。

なお、苦情の申出及び相談については、措置要求や審査請求よりも迅速に対応するため、職員からの苦情の申出及び相談に関する規則により、事務の全部を事務局長に委任している。

(2) 職員からの苦情の申出及び相談の件数（平成 26 年度から同 30 年度まで）

年 度		26			27			28			29			30		
区 分		新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計
処理事案数合計		7	0	7	5	0	5	7	0	7	5	0	5	2	0	2
内 訳	任用関係	0	0	0	1	0	1	2	0	2	1	0	1	2	0	2
	給与・旅費関係	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	勤務時間・サービス関係	2	0	2	1	0	1	1	0	1	3	0	3	0	0	0
	福利厚生関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	執務環境関係	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0
	セクハラ・パワハラ・いじめ・嫌がらせ関係	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	その他	4	0	4	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
処理 状況	完結事案	7	0	7	5	0	5	7	0	7	5	0	5	2	0	2
	翌年度へ係属	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

9 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である(地公法第 52 条第 1 項)。

職員団体は条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会に登録を申請することができる。登録は、職員団体の設立及び運営が自主的・民主的であることを人事委員会が確認し、公証するものである(地公法第 53 条)。

(1) 登録職員団体一覧

本委員会における職員団体の登録状況は、次のとおりである。

職員団体名	構成員の範囲	登録年月日
名古屋市教員組合	名古屋市における小中学校教職員	S 41. 10. 7
名古屋市立高等学校教員組合	市立高等学校教職員等	S 41. 10. 7
名古屋市職員労働組合	名古屋市に勤務する職員	S 41. 10. 7
名古屋市立幼稚園教職員組合	市立幼稚園教職員等	S 48. 1. 17
名古屋競輪組合職員労働組合	名古屋競輪組合職員	S 58. 5. 23
自治労名古屋市労働組合	名古屋市に勤務する職員	H 1. 10. 20
名古屋市教職員労働組合	名古屋市立小中学校、養護学校に勤務する教職員	H 6. 4. 8
がっこうコミュニティユニオン・なごや	名古屋市の公立学校の教職員	H 25. 3. 18

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

(2) 登録事項の変更

職員団体の規約改正、役員の選任及び解任等を行った場合には、人事委員会にその旨を届け出なければならない(地公法第 53 条第 9 項)。平成 30 年度、変更登録を行った職員団体は、次のとおりである。

変更年月日	職員団体名	変更内容
30. 4. 6	名古屋市立幼稚園教職員組合	役員の変更
30. 4. 19	名古屋市教員組合	役員の変更
30. 6. 22	名古屋市教職員労働組合	役員の変更
31. 3. 14	名古屋市立高等学校教員組合	役員の変更

10 労働基準監督機関としての職権行使等

労基法及び安衛法等の労働基準関係法令は、職務の特殊性から一部が適用除外されているが、原則として地方公務員である職員に対しても適用され、職員の勤務条件を決定する際の基本的な基準として、また、職員の安全と健康を確保するための規定として重要な役割を果たしている。

(1) 号別区分

職員に関して、労基法及び安衛法等の法令を適用する場合における労働基準監督機関の職権は、労基法別表第一の事業区分の別により人事委員会(又はその委任を受けた人事委員会の委員)又は労働基準監督署が行うものとされている(地公法第58条第5項)。

各事業場の号別区分は、その事業内容に基づき、名古屋市人事委員会と愛知労働局とで協議して決定している。平成30年度に新たに号別区分が決定された事業場はなかった。

本市における事業場の号別区分状況は次のとおりである。(地公法第58条第5項、労基法別表第一)

○人事委員会が職権行使する事業場

号別区分	事業内容	事業場数	事業場名
第12号	教育・研究	449	市政資料館 工業研究所 環境科学調査センター 中央看護専門学校 衛生研究所 救急救命研修所 消防学校 野外教育センター2 子ども適応相談センター 見晴台考古資料館 鶴舞中央図書館 図書館15 博物館 蓬左文庫 秀吉清正記念館 美術館 科学館 教育センター 小学校262 中学校112 高等学校14 特別支援学校(養護学校)5 幼稚園23
官 公 署 (第1号から第15号に掲げる事業を除く。)		105	市長部局本庁12 東京事務所 市税事務所3 市税事務所出張所3 収納管理・特別徴収事務センター 市民活動推進センター なごや人権啓発センター 文化センター2 中小企業振興センター 消費生活センター 中央卸売市場本場 中央卸売市場北部市場 中央卸売市場南部市場 名古屋城総合事務所 知的障害者更生相談所 身体障害者更生相談所 動物愛護センター 児童福祉センター(中央児童相談所相談課保護係、中央療育センター及びくすのき学園を除く) 西部児童相談所(保護係を除く) 東部児童相談所(保護係を除く) ささしまライブ24 総合整備事務所 都市整備事務所2 東山総合公園(東山動物園及び東山植物園を除く) 消防局本庁 特別消防隊 消防航空隊 消防署16 区役所(保健福祉センター(福祉部を除く)を除く)16 上汐田教育集会所 区役所支所6 農業委員会事務局 市選挙管理委員会事務局 区選挙管理委員会事務室16 監査事務局 人事委員会事務局 教育委員会事務局本庁 学校事務センター 市会事務局

(平成31年4月1日現在)

○労働基準監督署が職権行使する事業場

号別 区分	事業内容	事業 場数	事業場名
第1号	製造・加工・水道	—	(上下水道局所管事業場)
第3号	土木・建築	17	ポンプ施設管理事務所 土木事務所 16
第4号	貨客運送	—	(交通局所管事業場)
第6号	農 林	2	農業センター 東山植物園
第7号	畜産・養蚕・水産	1	東山動物園
第13号	保 健 衛 生	132	精神保健福祉センター 厚生院 生活衛生センター 食品衛生検査所 食肉衛生検査所 保育園 101 児童福祉センター 中央児童相談所相談課保護係 児童福祉センター中央療育センター 児童福祉センターくすのき学園 西部児童相談所保護係 東部児童相談所保護係 ひばり荘 玉野川学園 あけぼの学園 地域療育センター2 区役所保健福祉センター (福祉部を除く) 16 (病院局所管事業場)
第15号	焼却・清掃・と畜	22	環境事業所 16 処分場 環境局工場 4 八事霊園・斎場管理事務所

(平成31年4月1日現在)

(2) 性能検査等

危険な作業を必要とする機械等による労働災害を防止するために、安衛法、ボイラー則、クレーン則等の規定に基づき行われた性能検査等の報告を受理した。

内容 \ 種類	ボイラー	第一種圧力 容 器	クレーン	ゴンドラ	計
性 能 検 査	10 件	11 件	0 件	8 件	29 件
設 置 届	—	—	—	—	—
設 置 報 告	—	—	—	—	—
使 用 再 開 検 査	—	—	—	—	—
落 成 検 査	—	—	—	—	—
変 更 検 査	—	—	—	—	—
休 止 報 告	—	—	—	—	—
廃 止 報 告	—	—	—	—	—
計	10 件	11 件	0 件	8 件	29 件

(参考)ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの設置状況

性能検査を必要とするボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの設置状況は次のとおりである。なお、性能検査については、厚生労働大臣の登録を受けた者(登録性能検査機関)が検査を実施している(安衛法第41条)。

ア ボイラー

設置場所	基数	設置場所	基数
市役所東庁舎	2	千種図書館	1
中津川野外教育センター	2	教育センター分館	1
中央卸売市場南部市場	2	市役所西庁舎	2
		計	10

イ 第一種圧力容器

設置場所	基数
市役所東庁舎	2
教育センター分館	2
伏見ライフプラザ	2
中央卸売市場南部市場	5
計	11

ウ クレーン

設置場所	基数
工業研究所	1
特別消防隊	1
計	2

エ ゴンドラ

設置場所	基数
中央卸売市場本場	1
中土木事務所	1
美術館	2
伏見ライフプラザ	4
計	8

(平成31年4月1日現在)

(3) 解雇予告除外認定

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしないときは、30日以上平均賃金(解雇予告手当)を支払わなければならない。

ただし、労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合で、その事由につき労働基準監督機関の認定を受けたときは、解雇予告は要せず、また、解雇予告手当を支払うことも要しない(労基法第20条第1項及び第3項)。平成30年度は、解雇予告除外認定を、平成30年9月19日に1件、平成31年2月20日に1件行った。(参考：平成29年度は1件)。

(4) 事業場調査

職員の労働条件及び安全衛生について適正化を推進するため、人事委員会が労働基準監督機関として職権行使を行う本市の事業場について、労働基準法及び労働安全衛生法違反の有無等について調査し、違反等がある場合には是正の指導を行う。

平成30年度は人事委員会が職権行使を行う554事業場から106事業場を選出して調査を行った。

11 職員の退職管理について

職員は、再就職者から禁止される要求又は依頼（働きかけ）を受けたときは、人事委員会にその旨を届け出なければならない（地公法第 38 条の 2 第 7 項）。

届出を受けた人事委員会は、再就職者が働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがあると思料するときには、任命権者へ調査を要求することができ（地公法第 38 条の 5）、当該違反行為について、任命権者が調査を実施する際は、人事委員会は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視する。

平成 30 年度は、再就職者から働きかけを受けた場合の届出はなかった。

12 任 用

(1) 試験等の概要

地公法第 15 条は、任用の根本基準として「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と規定しており、近代的公務員制度の基本理念の一つである成績主義、能力実証主義の原則を強調している。

本市では、人事委員会規則として、職員の任用に関する規則を制定しており、この規則に基づき、職員の採用<別表 1~3、7~17>、昇任<別表 4~6-2、18~21>及び転任<別表 22・23>を行っている。

(2) 採用競争試験及び採用選考の実施状況

ア 第 1 類採用試験<別表 7、8>

実施状況について、申込者数は 2,612 人で、受験者数 1,907 人に対して、合格者数は 393 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 368 人の減少、受験者数 219 人の減少、合格者数 40 人の増加となっており、倍率は昨年度の 6.0 倍から 4.9 倍に低下した。

このうち、行政職事務は、受験者数 1,223 人に対して 263 人の合格者を出し、倍率は 4.7 倍となっており、また、行政職技術は、受験者数 172 人に対して 81 人の合格者を出し、倍率は 2.1 倍となった。

2 月に追加で実施した第 1 類（土木・建築・機械）については、申込者数は 52 人で、受験者数 37 人に対して合格者数は 14 人となり、倍率は 2.6 倍であった。

イ 第 2 類採用試験<別表 9>

実施状況について、申込者数は 688 人で、受験者数 564 人に対して合格者数は 53 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 74 人の減少、受験者数 1 人の減少、合格者数 24 人の減少となっており、倍率は昨年度の 7.3 倍から 10.6 倍に上昇した。

ウ 免許資格職採用試験<別表 10~12>

実施状況について、第 1 次試験 6 月実施分は、申込者数は 81 人で、受験者数 52 人に対して合格者数は 23 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 66 人の減少、受験者数 52 人の減少、合格者数 1 人の増加となっており、倍率は昨年度の 4.7 倍から 2.3 倍に低下した。

また、第 1 次試験 9 月実施分は、申込者数は 367 人で、受験者数 257 人に対して合格者数 93 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 12 人の増加、受験者数 13 人の増加、合格者数 25 人の増加となっており、倍率は昨年度の 3.6 倍から 2.8 倍に低下した。

12 月に追加で実施した学芸（考古学）については、申込者数は 18 人で、受験者数 14 人に対して合格者数は 1 人となり、倍率は 14.0 倍であった。

エ 職務経験者採用試験<別表 13>

実施状況について、申込者数は 1,015 人で、受験者数 713 人に対して合格者数は 95 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 170 人の減少、受験者数 158 人の減少、合格者数 13 人の増加となっており、倍率は昨年度の 10.6 倍から 7.5 倍に低下した。

オ 身体障害者を対象とした採用選考<別表 14>

実施状況について、申込者数 62 人で、受験者数 54 人に対して合格者数は 17 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 22 人の減少、受験者数 10 人の減少、合格者数 4 人の増加

となっており、倍率は昨年度の 4.9 倍から 3.2 倍に低下した。

カ 採用選考（人事委員会分）＜別表 15＞

実施状況について、行政職をはじめ 3 職種について 11 回実施し、受験者数 38 人に対して合格者数は 38 人となった。これは、昨年度と比べると、受験者数、合格者数ともに 18 人の増加となった。

キ 採用選考（任命権者委任分）＜別表 16＞

実施状況について、医事職をはじめ 7 職種について 43 回実施し、受験者数 740 人に対して合格者数は 271 人となった。すべて任期の定めのない職員に係る採用選考であり、昨年度と比べると、受験者数は 123 人の減少、合格者数 32 人の減少となった。

ク 採用選考（人事委員会承認分）＜別表 17＞

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 3 条の規定に基づく、任期を定めた採用に関する承認件数は 6 件となり、同法第 7 条の規定に基づく、任期の更新に関する承認件数は 8 件となった。また、同法第 8 条の規定に基づく、他の職への任用に関する承認件数は 0 件であった。

(3) 昇任選考等の実施状況

ア 課長以上昇任選考＜別表 18＞

受験者数 225 人に対して合格者数は 225 人となり、昨年度と比べると、受験者数、合格者数ともに 43 人の増加となった。

イ 医事職係長昇任選考＜別表 19＞

受験者数 4 人に対して合格者数は 4 人となり、昨年度と比べると、受験者数、合格者数ともに 1 人の増加となった。

ウ 消防職係長昇任選考・係長転任試験＜別表 20＞

一般消防と航空消防とを併せて、受験者数 252 人に対して最終合格者数は 34 人となった。これは、昨年度と比べると、受験者数 32 人の増加、最終合格者数は 10 人の増加となっており、倍率は昨年度の 9.2 倍から 7.4 倍に低下した。

エ 係長昇任選考・係長転任試験＜別表 21＞

係長昇任選考と係長転任試験とを併せて、受験者数 1,049 人に対して最終合格者数は 206 人となった。これは、昨年度と比べると、受験者数 99 人の減少、最終合格者数は 6 人の減少であり、倍率は昨年度の 5.4 倍から 5.1 倍に低下した。

このうち、行政職事務は、受験者数 398 人に対して最終合格者数は 120 人、倍率 3.3 倍となった。

(4) 転任試験及び転任承認の実施状況

ア 転任試験＜別表 22＞

採用競争試験と併せて実施している分をみると、申込者数は 105 人で、受験者数 99 人に対して合格者数は 7 人となった。これは、昨年度と比べると、申込者数 1 人の減少、受験者数 2 人の減少、合格者数 4 人の増加となった。

イ 転任承認<別表 23>

申請者数 8 人に対して承認者数は 8 人となり、昨年度と比べると、申請者数、承認者数ともに 1 人の増加となった。

(5) 条件付採用期間の延長及び臨時的任用の更新の実施状況

ア 条件付採用期間の延長<別表 24>

職員の任用に関する規則第 38 条の規定に基づき、人事委員会が行った条件付採用期間の延長に関する決定件数は 14 件となった。

イ 臨時的任用の更新<別表 25>

職員の任用に関する規則第 40 条の規定に基づき、人事委員会が行った臨時的任用の更新に関する承認件数は 692 件となった。

<別表1>試験実施日程

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次・3次 試験期間	合格 発表日				
					試験日	結果発表 日						
第1類	事務	行政一般	4/24(火)	インターネット 及び郵送 申込 4/26(木) ～ 5/13(日)	6/24(日)	7/4(水)	(行政一般・ 法律・経済・ 消防)	8/21(火)				
		法律										
		経済										
		社会福祉										
	技術	土木							インターネット 及び郵送 申込 4/26(木) ～ 5/13(日)	6/24(日)	7/4(水)	<個別面接 ①> 7/12(木) ～ 7/22(日)
		建築										
		機械										
		電気										
		応用化学										
		造園										
	研究	機械							インターネット 及び郵送 申込 4/26(木) ～ 5/13(日)	6/24(日)	7/4(水)	<個別面接 ②> 8/4(土) ～ 8/12(日)
		電子										
		薬学										
獣医												
学校事務		インターネット 及び郵送 申込 4/26(木) ～ 5/13(日)	6/24(日)	7/4(水)	(上記以外) 7/25(水) ～ 8/12(日)							
消防												
第2類	事務	行政一般	6/26(火)	インターネット 及び郵送 申込 7/10(火) ～ 8/5(日)	9/23(日)	10/2(火)	10/18(木) ～ 10/31(水) 3次試験 なし	11/15(木)				
	技術	土木										
		建築										
		機械										
		電気										
	学校事務								インターネット 及び郵送 申込 7/10(火) ～ 8/5(日)	9/23(日)	10/2(火)	10/18(木) ～ 10/31(水) 3次試験 なし
消防												
免許 資格職 (第1次 試験 6月 実施分)	薬学		4/24(火)	インターネット 及び郵送 申込 4/26(木) ～ 5/13(日)	6/24(日)	7/4(水)	7/25(水) ～ 8/12(日) 3次試験 なし	8/21(火)				
	衛生											
	獣医											
	学芸	考古学										
		歴史学										

試験の種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次・3 次試験期 間	合格 発表日
				試験日	結果発表日		
免許 資格職 (第1次 試験 9月 実施分)	保育Ⅰ	6/26(火)	インターネット 及び郵送 申込 7/10(火) ～ 8/5(日)	9/23(日)	10/2(火)	10/18(木) ～ 10/31(水) 3次試験 なし	11/15(木)
	保育Ⅱ						
	管理栄養						
免許 資格職 (追加)	学芸(考古学)	10/10(水)	インターネット 及び郵送 申込 10/18(木) ～ 11/18(日)	12/2(日)	12/10(月)	12/17(月) 12/18(火) 3次試験 なし	12/21(金)
第1類 (追加)	技術(土木・建 築・機械)	12/18(火)	インターネット 及び郵送 申込 12/18(火) ～ 31/1/14 (月・祝)	1/27(日)	2/7(木)	2/17(日) 2/18(月)	2/28(木)

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
職務 経験者	事務	行政一般	6/26(火)	インターネット 及び郵送 申込 7/10(火) ～ 8/5(日)	試験日 9/23(日) 結果発表日 10/2(火)	試験日 10/13(土) 10/21(日) 10/27(土) 結果発表日 11/1(木)	試験日 11/17(土) 11/18(日) 11/24(土)	12/10(月)
		社会福祉						
	技術	土木						
		建築						
		機械						
		電気						
	保育Ⅰ							

試験の種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次試験	合格 発表日
				試験日	結果発表日		
身体 障害者 を対象 とした 採用 選考	行政一般	7/24(火)	インターネット 及び郵送申込 7/24(火) ～ 8/12(日)	9/23(日)	10/2(火)	試験日 10/14(日) 10/20(土)	11/1(木)
	学校事務						

<別表 2-1> 第 1 類採用試験受験資格(第 1 次試験 6 月実施分及び追加実施分)

試験区分	受験資格
全試験 区分共通	<p>次の(1)及び(2)の要件を満たすこと</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること</p> <p>ア 昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 平成9年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)を卒業又は平成31年3月31日までに卒業見込みの者</p> <p>(2) 次のいずれにも該当しないこと</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
消防	<p>日本国籍を有し、消防の身体的条件(※)を満たす者</p> <p>(※)「消防の身体的条件」とは、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正視力両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・ 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・ 聴力が左右とも正常であること ・ その他消防官としての職務遂行に支障のないこと

<別表 2-2> 第 2 類採用試験受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分共通	<p>次の(1)及び(2)の要件を満たすこと</p> <p>(1) 平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成31年3月31日までに卒業見込みの者を除く。</p> <p>(2) 次のいずれにも該当しないこと</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
消防	<p>日本国籍を有し、消防の身体的条件（※）を満たす者</p> <p>（※）「消防の身体的条件」とは、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矯正視力両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・聴力が左右とも正常であること ・その他消防官としての職務遂行に支障のないこと

<別表 2-3> 免許資格職採用試験受験資格（第 1 次試験 6 月実施分及び追加実施分）

試験区分	受験資格
全試験 区分共通	<p>次の(1)及び(2)の要件を満たすこと</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること</p> <p>ア 昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者（ただし、獣医区分は、昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者）</p> <p>イ 平成9年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成31年3月31日までに卒業見込みの者</p> <p>(2) 次のいずれにも該当しないこと</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
薬学	<p>薬剤師の免許を有する者、又は平成31年3月末までに実施される薬剤師国家試験により同免許を取得見込みの者</p>
衛生 獣医	<p>食品衛生監視員の任用資格を有する者、又は平成31年3月末までに有する見込みの者</p>
学芸	<p>学芸員の資格を有する者、又は平成31年3月末までに有する見込みの者</p>

<別表 2-4>免許資格職採用試験受験資格（第1次試験 9月実施分）

試験区分	受験資格
全試験 区分共通	<p>次の(1)及び(2)の要件を満たすこと</p> <p>(1) 昭和63年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者（ただし、管理栄養区分は、昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者）</p> <p>(2) 次のいずれにも該当しないこと</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
保育Ⅰ 保育Ⅱ	保育士の資格を有する者、又は平成31年3月末までに有する見込みの者
管理栄養	管理栄養士の免許を有する方、又は平成31年3月末までに実施される管理栄養士国家試験により同免許を取得見込みの者

<別表 2-5>職務経験者採用試験受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分共通	<p>次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと</p> <p>(1) 昭和34年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 直近10年（平成20年7月1日から平成30年6月30日まで）中に60箇月（5年）以上の職務経験がある者</p> <p>※ 職務経験について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいう。ただし、最低1か所で3年（36箇月）以上継続して就業していた期間が必要。 ・勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなす。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなす。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限る。） ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算する。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要。 ・休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労基法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算する。 ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算する。 <p>(3) 次のいずれにも該当しないこと</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
社会福祉	平成30年6月30日以前に、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を登録している者
土木	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理に関する職務経験を有する者
建築	平成30年6月30日以前に、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士試験に合格している者 (2)について、試験区分に対応する設計・施工管理に関する職務経験を有する者
機械	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する者
電気	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する者
保育 I	<p>(2)について、「保育所等（※）」における保育士としての職務経験を有する者</p> <p>（※）「保育所等」とは、次の施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所や児童養護施設をはじめとする児童福祉施設 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める認定こども園 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童の一時保護施設 ・児童福祉法に定める家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う事業所

<別表 2-6>身体障害者を対象とした採用選考受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分共通	<p>次の(1)及び(2)の要件を満たすこと</p> <p>(1) 次の条件をいずれも満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 身体障害者手帳の交付を受けていること イ 昭和48年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者 <p>(2) 次のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。） イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

<別表3>試験内容

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験
第1類	事務	行政一般	教養試験 <行政一般・学校事務・消防> 択一式、150分 知識分野:25問必須解答 知能分野:25問必須解答 <行政一般・学校事務・消防以外> 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験(行政一般・学校事務・消防を除く。) <研究以外> 択一式、40問必須解答、120分 <研究> 択一式、20問必須解答、60分	口述試験 個別面接 専門面接 (研究のみ) 論文試験 体力検査(消防のみ) 身体検査(消防のみ)
		法律		
		経済		
		社会福祉		
	技術	土木		
		建築		
		機械		
		電気		
		応用化学		
	研究	造園		
		機械		
		電子		
		薬学		
		獣医		
	学校事務			
	消防			
第1類 (追加実施分)	技術(土木・建築・機械)		教養試験 択一式、120分 知識分野・知能分野:40問必須解答 専門試験 択一式、120分 30問必須解答	口述試験 個別面接 論文試験
第2類	事務	行政一般	教養試験 <行政一般・学校事務・消防> 択一式、150分 知識分野:25問必須解答 知能分野:25問必須解答 <技術> 択一式、90分 知識分野・知能分野:30問必須解答 専門試験 <技術> 択一式、40問必須解答、120分	口述試験 個別面接 作文試験 体力検査(消防のみ) 身体検査(消防のみ)
		土木		
	技術	建築		
		機械		
		電気		
		学校事務		
		消防		
免許資格職 (第1次試験 6月実施分)	薬学		教養試験 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験(学芸を除く。) <薬学・獣医・衛生> 択一式、40問必須解答、120分 <衛生> 択一式、24問必須解答、34問中16問選択 経験・業績論文(学芸のみ) 記述式、60分	口述試験 個別面接 専門面接(学芸のみ) 論文試験
	衛生			
	獣医			
	学芸	考古学		
		歴史学		

免許資格職 (第1次試験 9月実施分)	保育Ⅰ 保育Ⅱ	教養試験 択一式、90分 知識分野・知能分野:30問必須解答 専門試験 択一式、40問必須解答、120分	口述試験 個別面接 作文試験 ピアノ実技 (保育Ⅰ・Ⅱ)
	管理栄養	教養試験 択一式、90分 知識分野・知能分野:30問必須解答 専門試験 択一式、40問必須解答、120分	口述試験 個別面接 作文試験
免許資格職 (追加実施 分)	学芸(考古学)	教養試験 択一式、120分 知識分野・知能分野:40問必須解答 経験・業績論文 記述式、60分	口述試験 個別面接 専門面接 論文試験

試験の種類	試験区分	第1次試験	第2次試験	第3次試験	
職務経験者	事務	行政一般	経験論文試験 口述試験 個別面接①	口述試験 個別面接② ・プレゼン テーション	
		社会福祉			
	技術	土木			教養試験 択一式、90分 知識分野・知能分野:30問必須解答
		建築			
		機械			
		電気			
保育Ⅰ	教養試験 択一式、90分 知識分野・知能分野:30問必須解答 専門試験 択一式、20問必須解答、60分	実技面接 個別面接 ピアノ実技	—		

試験の種類	試験区分	第1次試験	第2次試験
身体障害者 を対象とした採用選考	行政一般	教養試験 択一式、85分 知識分野・知能分野:25問必須解答	作文試験 面接試験 個別面接
	学校事務		

<別表 4>昇任選考の方法及び受験資格等

任用段階	係長段階		課長段階以上
職 種	医事職以外の職種	医事職	全職種
方 法	原則として、筆記試験(第1次試験及び第2次試験)(別表6-2参照)、口述試験(第2次試験)、経歴、人事評価についての書面審査	経歴、人事評価についての書面審査	
実施時期	人事委員会がそのつど定める。	任命権者の請求のつど行う。	
受験資格	1 昇任する任用段階への必要在職年数を満たしていること。(別表5参照) 2 人事評価の結果が良好であること。 3 平成31年3月31日現在において、年齢60歳でないこと。 4 昇任選考実施の日において休職(在籍専従職員の休職を除く。)又は停職中でないこと。 5 消防職に属する職員のうち、消防吏員の階級等に関する規則に定める消防士長の階級又は消防士の階級にある者でないこと。 6 その他 (係長段階への昇任選考に係る資格要件(医事職以外の職種)については別表6-1参照)		

<別表 5>職員昇任基準年数

職 種	学歴区分	任用段階
		係長
行政職、研究職、消防職、保育職、教育指導職、司書職、学芸職、栄養指導職、衛生職、医療技術職、看護保健職、学校事務職	大 学 卒	5年
	短 大 卒	7年
	高 校 卒 以 下	9年
医事職	—	3年
薬剤職、獣医職	大 学 卒	3年
清掃職、動物飼育職、水道業務職、運輸職、守衛職	—	9年

(注)1. 任用段階の項に掲げる年数は、各職種又は職種細分ごとに、各任用段階へ昇任するために必要とされるその一つ下位の段階の職における最短の在職年数を示す。

(注)2. 課長段階以上への昇任については、その各任用段階の一つ下位の段階の職に人事委員会が定める昇任に必要な能力の実証に必要な期間(1年)在職していることを要する。

<別表 6-1>種別及び資格要件

種 別	資 格 要 件
コースⅠ	・係長昇任選考の受験資格を有する者(別表4参照、以下同じ。)のうち、他のコースに該当しない者 ・係長転任試験 ^(注1) を受けようとする者
コースⅡ	係長昇任選考の受験資格を有する者のうち、平成31年3月31日現在、年齢40歳以上である者
コースⅢ	係長昇任選考の受験資格を有する者のうち、平成30年6月1日現在、別に任命権者が定める副係長として2年以上従事する者
コースⅣ	係長昇任選考の受験資格を有する者のうち、平成31年3月31日現在、年齢40歳以上かつ勤続7年以上の者 ^(注2)

(注)1. 係長転任試験とは、職員が現に属する職種以外の職種の係長の段階の職へ任命されるための試験をいい、係長昇任選考と同時期に実施している。

(注)2. 消防職においては、別に任命権者が定める副係長の職にある者又は消防吏員の階級等に関する規則に定める消防司令補の階級に10年以上在職していることを要する。

<別表 6-2>筆記試験の内容等

1 行政職(事務)、水道業務職、守衛職、学校事務職

(1) 第1次試験受験者

ア コース I

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員制度	地方公務員法を中心とする	約10問	30問	択一式	90分	300点
		地方自治制度	地方自治法を中心とする	約10問				
		事務管理その他	本市の事務管理、市行政等	約10問				
	市政等に関する論文	係長として必要な市政等に関する一般的知識		1問		記述式	60分	200点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

イ コース II

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員制度	地方公務員法を中心とする	約7問	20問	択一式	60分	300点
		地方自治制度	地方自治法を中心とする	約6問				
		事務管理その他	本市の事務管理、市行政等	約7問				
	市政等に関する論文	係長として必要な市政等に関する一般的知識		1問		記述式	60分	200点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

ウ コース III

試験科目		出題内容		問題数	形式	時間	得点配分
第1次試験	市政等に関する論文	係長として必要な市政等に関する一般的知識		1問	記述式	60分	200点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問	記述式	60分	150点

エ コース IV

試験科目		出題内容		問題数	形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問	記述式	60分	200点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コース I、コース II 及びコース III

試験科目		出題内容		問題数	形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問	記述式	60分	150点

2 行政職（技術）、保育職、司書職、学芸職、薬剤職、獣医職、栄養指導職、衛生職、清掃職、運輸職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員制度	地方公務員法を中心とする	約7問	20問	択一式	60分	100点
		地方自治制度	地方自治法を中心とする	約6問				
		事務管理その他	本市の事務管理、市行政等	約7問				
	専門的知識	選考等を行う職種における専門的知識		約4問		記述式	90分	200点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

イ コースⅡ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員制度	地方公務員法を中心とする	約7問	10問	択一式	30分	100点
		事務管理その他	本市の事務管理、市行政等	約3問				
		専門的知識	選考等を行う職種における専門的知識	約4問				
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

ウ コースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	市政等に関する論文	係長として必要な市政等に関する一般的知識		1問		記述式	60分	200点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

エ コースⅣ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	200点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

3 医療技術職、看護保健職、動物飼育職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約7問	10問	択一式	30分	50点
		事務管理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約3問				
	専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約5問		記述式	120分	250点
第2次試験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

イ コースⅡ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約7問	10問	択一式	30分	50点
		事務管理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約3問				
	専門的知識	選考等を行う職種における専門的知識		約5問		記述式	120分	250点
第2次試験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

ウ コースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	市政等に関する論文	係長として必要な市政等に関する一般的知識		1問		記述式	60分	200点
第2次試験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

エ コースⅣ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	200点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督 論 文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

4 消防職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員制度	地方公務員法を中心とする	約7問	20問	択一式	60分	20点
		地方自治制度	地方自治法を中心とする	約6問				
		事務管理その他	本市の事務管理、市行政等	約7問				
	専門的知識	選考等を行う職種細分における専門的知識		約4問		記述式	90分	40点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	100点

イ コースⅡ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	法制度等	地方公務員制度	地方公務員法を中心とする	約7問	10問	択一式	30分	20点
		事務管理その他	本市の事務管理、市行政等	約3問				
		専門的知識	選考等を行う職種細分における専門的知識		約4問		記述式	90分
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	100点

ウ コースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	消防行政に関する論文	係長として必要な消防行政に関する一般的知識		1問		記述式	60分	60点
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	100点

エ コースⅣ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	50点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	係長として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	100点

<別表7>第1類採用試験

試験区分		申込者数	第1次試験 受験者数(a)	第1次試験 合格者数	合格者数(b)	倍率 (a)/(b)
事務	行政一般	1,030 人	704 人	218 人	87 人	8.1 倍
	法 律	388	296	145	75	3.9
	経 済	177	126	114	63	2.0
	社会福祉	124	97	61	38	2.6
技術	土 木	85	57	43	35	1.6
	建 築	37	28	22	18	1.6
	機 械	20	13	12	8	1.6
	電 気	34	24	15	11	2.2
	応用化学	43	30	15	7	4.3
	造 園	23	20	7	2	10.0
研究	機 械	3	1	1	-	-
	電 子	3	2	1	0	-
	薬 学	9	7	6	1	7.0
	獣 医	2	2	2	2	1.0
学校事務		171	134	38	10	13.4
消 防		463	366	93	36	10.2
計		2,612	1,907	793	393	4.9

<別表8>第1類採用試験（追加）

試験区分	申込者数	第1次試験 受験者数(a)	第1次試験 合格者数	合格者数(b)	倍率 (a)/(b)
土木	28 人	16 人	11 人	5 人	3.2 倍
建築	12	10	9	4	2.5
機械	12	11	10	5	2.2
計	52	37	30	14	2.6

<別表9>第2類採用試験

試験区分		申込者数	第1次試験 受験者数(a)	第1次試験 合格者数	合格者数(b)	倍率 (a)/(b)
事務	行政一般	219 人	178 人	51 人	26 人	6.8 倍
技術	土 木	10	9	7	6	1.5
	建 築	2	2	1	1	2.0
	機 械	0	-	-	-	-
	電 気	4	1	0	-	-
学校事務		15	14	7	5	2.8
消 防		438	360	44	15	24.0
計		688	564	110	53	10.6

<別表10>免許資格職採用試験（第1次試験6月実施分）

試験区分		申込者数	第1次試験 受験者数(a)	第1次試験 合格者数	合格者数(b)	倍率 (a)/(b)
薬学		14人	8人	8人	7人	1.1倍
衛生		34	23	15	5	4.6
獣医		15	14	11	7	2.0
学芸	考古学	7	2	2	2	1.0
	歴史学	11	5	4	2	2.5
計		81	52	40	23	2.3

<別表11>免許資格職採用試験（第1次試験9月実施分）

試験区分		申込者数	第1次試験 受験者数(a)	第1次試験 合格者数	合格者数(b)	倍率 (a)/(b)
保育Ⅰ		285人	213人	193人	88人	2.4倍
保育Ⅱ		14	6	5	4	1.5
管理栄養		68	38	7	1	38.0
計		367	257	205	93	2.8

<別表12>免許資格職採用試験（追加）

試験区分		申込者数	第1次試験 受験者数(a)	第1次試験 合格者数	合格者数(b)	倍率 (a)/(b)
学芸（考古学）		18人	14人	6人	1人	14.0倍

<別表13>職務経験者採用試験

試験区分		申込者数	第1次試験 受験者数(a)	第1次試験 合格者数	第2次試験 合格者数	合格者数(b)	倍率 (a)/(b)
事務	行政一般	839人	566人	192人	70人	38人	14.9倍
	社会福祉	62	51	48	24	13	3.9
技術	土木	41	34	30	23	17	2.0
	建築	9	8	8	5	3	2.7
	機械	30	26	25	14	11	2.4
	電気	14	12	10	8	6	2.0
保育Ⅰ		20	16	12		7	2.3
計		1,015	713	325	144	95	7.5

<別表14>身体障害者を対象とした採用選考

試験区分		申込者数	第1次試験 受験者数(a)	第1次試験 合格者数	合格者数(b)	倍率 (a)/(b)
行政一般		59人	51人	45人	15人	3.4倍
学校事務		3	3	3	2	1.5
計		62	54	48	17	3.2

<別表 15>採用選考(人事委員会分)

職 種	職種細分 (又は詳細)	受験者数	合格者数	選考回数
行政職	(言語聴覚士)	2 人	2 人	1 回
	(国への割愛派遣者)	5	5	1
保育職	保育士	16	16	1
医事職	医師	15	15	8
計		38	38	11

<別表 16>採用選考（任命権者委任分）

任命権者	採用を必要とする職		受験者数	合格者数	選考回数	
	職 種	職種細分 (又は詳細)				
市 長	医事職	医師	4 人	2 人	4 回	
		歯科医師	17	1	1	
	看護保健職	保健師	65	5	1	
		その他看護保健に関する職				
		看護師	10	7		4
		専任教員	7	4		3
	労務職	—	69	7	3	
		業務技師	4	1	1	
	清掃職	清掃業務	106	16	1	
	動物飼育職	業務技師	74	1	1	
	医療技術職	歯科衛生士	41	2	1	
		その他医療技術に関する職				
理学療法士		2	1	1		
交 通 局 長	運輸職	運輸業務	15	14	2	
		技術業務	6	5	1	
病 院 局 長	医事職	医師	33	33	7	
	医療技術職	診療放射線技師	37	8	1	
		診療放射線技師補				
		臨床検査技師	23	5		
		臨床検査技師補				
		臨床工学技士	8	6		
		臨床工学技士補				
	理学療法士補	10	6	1		
	看護保健職	助産師	21	12	2	
		看護師				
		助産師補				
		看護師	188	135		6
准看護師						
看護師補						
計			740	271	43	

<別表 17>採用選考（人事委員会承認分）

採用／ 任期の更新	任命権者	職 種	申請件数	延人数	承認者数	承認回数
採用	市 長	医事職 (任期付職員)	1 件	1 人	1 人	1 回
	教育委員会	教員(指導主事) (任期付職員)	3	61	61 ^{※1}	3
		教員(企画首席 指導主事) (任期付職員)	1	1	1	1
	病 院 局 長	行政職 (任期付職員)	1	2	2	1
任期の更新	市 長	行政職 (任期付職員)	4	4	4	4
		医事職 (任期付職員)	1	2	2	1
	教育委員会	教員(指導主事) (任期付職員)	2 ^{※2}	95	95	2
	病 院 局 長	行政職 (任期付職員)	1	1	1	1

※1 内 6 人は補欠承認

※2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びスクールアドバイザーを一括申請。

<別表 18> 課長以上昇任選考

職 種	受 験 者 数	合 格 者 数	選 考 回 数
行 政 職	176 人	176 人	4 回
研 究 職	5	5	
消 防 職	18	18	
保 育 職	4	4	
教 育 指 導 職	0	0	
司 書 職	0	0	
学 芸 職	1	1	
医 事 職	8	8	
薬 剂 職	0	0	
獣 医 職	0	0	
栄 養 指 導 職	1	1	
衛 生 職	2	2	
医 療 技 術 職	1	1	
看 護 保 健 職	7	7	
清 掃 職	0	0	
運 輸 職	2	2	
計	225	225	4

<別表 19> 医事職係長昇任選考

受 験 者 数	合 格 者 数	選 考 回 数
4 人	4 人	1 回

<別表 20> 消防職係長昇任選考・係長転任試験

種別 合格者 数等	コースⅠ			コースⅡ			コースⅢ			コースⅣ			計		
	受 験 者 数	合 格 者 数	倍 率	受 験 者 数	合 格 者 数	倍 率	受 験 者 数	合 格 者 数	倍 率	受 験 者 数	合 格 者 数	倍 率	受 験 者 数	合 格 者 数	倍 率
区分	A (人)	B (人)	A/B (倍)	C (人)	D (人)	C/D (倍)	E (人)	F (人)	E/F (倍)	G (人)	H (人)	G/H (倍)	I (人)	J (人)	I/J (倍)
一般消防	108	13	8.3	69	10	6.8	3	1	3.0	70	10	7.0	250	34	7.4
航空消防	1	-	-	1	-	-	-	-	-				2	-	-
計	109	13	8.4	70	10	7.0	3	1	3.0	70	10	7.0	252	34	7.4

- (注)1. 受験者数とは第1次試験受験者数を、合格者数とは最終合格者数をいう。
 2. 第1次試験……………平成30年7月6日実施、平成30年8月14日合格者発表
 3. 最終合格者発表……………平成30年9月7日

<別表 21> 係長昇任選考・係長転任試験

種(区分)	職	コース I					コース II				
		受験者数 A (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	合格者数 B (人)	合格倍率 A/B (倍)	受験者数 C (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	合格者数 D (人)	合格倍率 C/D (倍)
行政職	事務	324 (10)	102	109 (9)	99 (5)	3.3	38 (3)	11	14 (3)	9	4.2
	土木	83	15	15	13	6.4	20 (1)	4	5 (1)	5 (1)	4.0
	建築	20	5	6	6	3.3	9	2	2	2	4.5
	機械	18 (1)	3	4 (1)	3	6.0	2	0	0	0	-
	電気	20	4	4	3	6.7	5	1	1	1	5.0
	造園	6	1	1	1	6.0					
	応用・ 工業化学	5	1	1	1	5.0	2	0	0	0	-
	医学物理	1	0	0	0	-					
	保育職	13	4	4	2	6.5	8 (1)	2	3 (1)	3 (1)	2.7
	司書職	7	1	1	0	0.0	4	0	0	0	-
	学芸職	5	0	0	0	-	4	1	1	1	4.0
	薬剤職	10	1	1	1	10.0					
	獣医職	1	0	0	0	-					
	栄養指導職	2	1	1	1	2.0					
	衛生職	23 (1)	5	6 (1)	5 (1)	4.6					
医療技術職	診療放射 線技師	12	1	1	0	0.0	1	0	0	0	-
	医療検査 技術者	2	0	0	0	-	2	0	0	0	-
	理学 療法士	2	0	0	0	-	1	0	0	0	-
	作業 療法士	1	0	0	0	-					
	歯科 衛生士						1	0	0	0	-
	臨床工学 技士	3 (1)	0	1 (1)	1 (1)	3.0	1	0	0	0	-
看護保健職	保健師	4	1	1	1	4.0	4	0	0	0	-
	助産師						1	0	0	0	-
	看護師	22	1	1	1	22.0	28	1	1	1	28.0
	清掃職										
	動物飼育職					1	0	0	0	-	
運輸職	運輸業務	19	1	1	1	19.0	19	1	1	1	19.0
	技術業務	3	0	0	0	-	1	0	0	0	-
	学校事務	1	0	0	0	-	1	1	1	1	1.0
	合計	607 (13)	147	158 (12)	139 (7)	4.4	153 (5)	24	29 (5)	24 (2)	6.4

注1 ()内の数は、第1次試験免除者の数で内数

注2 数値には転任を含む。

コースⅢ					コースⅣ					計				
受験者数 E (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	合格者数 F (人)	合格倍率 E/F (倍)	受験者数 G (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	合格者数 H (人)	合格倍率 G/H (倍)	受験者数 I (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	合格者数 J (人)	合格倍率 I/J (倍)
2	1	1	1	2.0	34 (3)	10	13 (3)	11 (2)	3.1	398 (16)	124	137 (15)	120 (7)	3.3
1	0	0	0	-	25	4	4	2	12.5	129 (1)	23	24 (1)	20 (1)	6.5
2 (1)	0	1 (1)	0	0.0	6	2	2	2	3.0	37 (1)	9	11 (1)	10	3.7
					6	1	1	1	6.0	26 (1)	4	5 (1)	4	6.5
1	0	0	0	-	19 (1)	4	5 (1)	5 (1)	3.8	45 (1)	9	10 (1)	9 (1)	5.0
					2	1	1	1	2.0	8	2	2	2	4.0
										7	1	1	1	7.0
										1	0	0	0	-
11	3	3	1	11.0	26 (2)	5	7 (2)	6 (2)	4.3	58 (3)	14	17 (3)	12 (3)	4.8
					4 (1)	0	1 (1)	1 (1)	4.0	15 (1)	1	2 (1)	1 (1)	15.0
					1	0	0	0	-	10	1	1	1	10.0
					5	0	0	0	-	15	1	1	1	15.0
										1	0	0	0	-
1	0	0	0	-	2	0	0	0	-	5	1	1	1	5.0
					1	0	0	0	-	24 (1)	5	6 (1)	5 (1)	4.8
					10	1	1	1	10.0	23	2	2	1	23.0
					15	2	2	2	7.5	19	2	2	2	9.5
					5	1	1	1	5.0	8	1	1	1	8.0
										1	0	0	0	-
										1	0	0	0	-
										4 (1)	0	1 (1)	1 (1)	4.0
					10	2	2	2	5.0	18	3	3	3	6.0
					5	1	1	1	5.0	6	1	1	1	6.0
1	0	0	0	-	45	5	5	4	11.3	96	7	7	6	16.0
					14	1	1	1	14.0	14	1	1	1	14.0
					3	0	0	0	-	4	0	0	0	-
					29 (1)	0	1 (1)	0	0.0	67 (1)	2	3 (1)	2	33.5
					2	0	0	0	-	6	0	0	0	-
					1	0	0	0	-	3	1	1	1	3.0
19 (1)	4	5 (1)	2	9.5	270 (8)	40	48 (8)	41 (6)	6.6	1,049 (27)	215	240 (26)	206 (15)	5.1

<別表 22> 転任試験

試験の種類	申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	合格者		
				転任前	転任後	人数
第1類	91 人	87 人	28 人	行政職 (機械)	行政職 (建築)	1 人
				保育職	行政職 (社会福祉)	1
				労務職	行政職 (社会福祉)	1
				労務職	行政職 (機械)	1
				運輸職	行政職 (法律)	1
				運輸職	行政職 (機械)	1
				運輸職	行政職 (電気)	1
第2類	1	0	—	—	—	
免許資格職 (第1次試験6月実施分)	6	6	1	—	—	0
免許資格職 (第1次試験9月実施分)	6	5	4	—	—	0
免許資格職 (追加) (学芸 考古学)	1	1	0	—	—	—
計	105	99	33	7		

<別表 23> 転任承認

転任前	転任後	申請者数	承認者数	承認回数
教育指導職	行政職	1 人	1 人	1 回
教 員	教育指導職	7	7	
計		8	8	1

<別表 24> 条件付採用期間の延長

任命権者	決定件数	内 訳	
		職 種	期 間
市長	1 件	看護保健職	平成30年10月1日から平成30年10月31日まで
	1	行政職	平成30年10月1日から平成30年12月31日まで
	1	清掃職	平成30年10月1日から平成30年12月31日まで
	2	行政職	平成30年10月1日から平成30年10月31日まで
	1	行政職	平成30年10月1日から平成31年1月31日まで
	1	看護保健職	平成30年11月1日から平成30年11月30日まで
	1	行政職	平成30年11月1日から平成30年11月30日まで
	1	看護保健職	平成30年12月1日から平成30年12月31日まで
	1	看護保健職	平成31年1月1日から平成31年1月31日まで
	1	看護保健職	平成31年3月1日から平成31年4月30日まで
	1	看護保健職	平成31年4月1日から平成31年5月31日まで
消防局	1	消防職	平成30年10月1日から平成30年12月31日まで
上下水道局	1	行政職	平成30年10月1日から平成30年12月31日まで
計	14	—	—

<別表25> 臨時的任用の更新

任命権者	承認件数	延人数	業 務	内 容
市 長	459 件	497 人	事 務	219 件
			保 育 業 務	202
			指 導 員 業 務	7
			ごみ処理業務	3
			看護師業務	1
			技術事務補助	1
			栄養士業務	2
			労務雑役	16
			資源収集業務	6
			クレーン運転業務	1
			清掃運転業務	1
教育委員会	205	235	事 務	9
			栄養士業務	8
			教諭業務	77
			養護教諭業務	25
			講師業務	84
			実習助手の業務	2
消 防 長	7	7	事 務	7
上下水道局長	17	17	事 務	5
			技 術 補 助	2
			労 務 雑 役	10
交 通 局 長	4	4	事 務 補 助	2
			技 術 補 助	1
			労 務 雑 役	1
計	692	760		

名古屋市人事委員会年報

発行年月日 令和元年7月1日
(内容：平成31年3月31日現在)

編集発行 名古屋市人事委員会事務局
〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
TEL：052-972-3305
FAX：052-972-4182